

池田・府市合同庁舎屋外広告看板設置事業者募集仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

池田・府市合同庁舎屋外広告看板設置事業

(2) 設置場所

大阪府池田市城南1丁目1番1号

池田・府市合同庁舎正面玄関南側広場（別紙「設置場所図」参照）

(3) 業務内容

池田・府市合同庁舎屋外用広告看板を設置する。なお、その看板に民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 業務期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日までの2箇月間

ただし、使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として、1年ごとの申請により令和8年4月1日から3年間を限度に引き続き使用許可することができます。

(5) 設備本体

- ① 屋外広告看板は、縦1,750mm×横5,800mmのアルミ複合板で作成し、躯体は既存のものと同等のもので対応すること（※現地確認可能）。
- ② 看板設置は、通風孔西面にアンカーと金具を用いて安全に固定すること。
- ③ 広告部分は、印刷したシートを看板に貼付し、捲れないように施工すること。
- ④ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ⑤ 全体的に高齢者や色覚障がい者等すべての利用者が見やすい配色デザインを考慮すること。
- ⑥ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- ⑦ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。
- ⑧ 業務期間終了後に無償譲渡すること。
- ⑨ 既存の設備本体（前業者が所有）の撤去や継承等については、前業者と協議すること。

(6) 広告枠

- ① 広告枠は原則最大6分割まで設定できるものとする。
- ② 本体内で収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。
- ③ やむを得ずサイズの異なる広告を掲載する場合は、当市担当者と協議のうえ決定すること。

(7) その他

- ① 製作・設置・撤去・処分（万博広告の撤去処分を含む）等に関する一切の費用は使用者が負担すること。
- ② 破損・汚損等の看板メンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、1年に1度は広告シートを貼り替えること。ただし、本市・府が貼り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。
- ③ 屋外看板の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、提出予定の10営業日前までに見本を当市担当者へ提出し、承認を得ること。
- ④ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪府及び池田市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑤ 「広告に関するお問い合わせは〇〇〇〇（取扱事業者名及び電話番号）」等の表示を施すこと。

2 支払い条件

本市・府が発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しないこととする。（ただし、本市・府の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。）

3 その他

- (1) 大阪府及び池田市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 業務の実施にあたって必要な行政手続きを事業者の負担で行うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、当市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。